

## 5 教育・育成

### 現状と課題

乳幼児期から学校卒業後の社会への移行期まで、障害のある子どもの自立や社会参加に向け、一貫した相談支援体制が求められています。

教育や福祉、医療などの各関係機関では、障害の疑いがある段階での支援や家族の精神的不安の軽減などの対応も含め、今後さらに連携強化を図る必要があります。

就学前の教育・育成機関である幼稚園や保育所では、障害のある子どもの受け入れに努めているところであり、また、学校教育については、昭和54年4月からの養護学校義務制の実施などにより、養護学校、特殊学級、通級指導教室などの教育の場の整備とともに、幼児教育、義務教育、後期中等教育などそれぞれ発達段階に応じた教育の充実に努めてきました。

しかし、一方で隔離的な印象を持つ人もおり、障害のある子どもとない子どもの小さいころからの交流が、意識上の障壁の解消に大きく影響すると考えられます。

障害のある子どもにとっての今後の学校教育は、社会参加・自立の基盤となる「生きる力」を育成することをめざし、一人ひとりのニーズに応じた特別な教育的支援の充実が必要となっています。

盲・聾・養護学校や通学区域外の特殊学級などで学ぶ児童生徒は、地域の子ども同士のふれあいや活動などが難しい状況にあることから、地域の子どもや人々とのよりよい人間関係を築き上げ、将来の自立や社会参加を図る力を身につけるための教育の充実が求められています。

義務教育終了後の進路として、市立の養護学校と道立の盲・聾・養護学校に高等部が設置されていますが、市内に進学を希望する生徒が市外の高等部へ進学するケースもみられ、障害のある生徒の実態に応じた高等部の受け入れを促進することが求められています。

近年、子どもの障害の状態が多様化しており、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など、特別な教育的支援を必要とする子どもへの対応の充実が求められています。

また、養護学校には「食べ物を口から食べることができず、鼻などから液状の栄養物を注入する」、「たんをのどから除去する」など医療的ケアが必要な児童生徒がいます。保護者の負担軽減を含め、学習活動を展開するにあたり、安心してきめ細かな指導を行うことができるよう、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒への対応が求められています。

学校卒業後の進路について、近年の進路動向などを踏まえ、福祉関係機関と教育関係機関などとの連携により、社会へ円滑に移行するための適切な支援を行う必要があります。

本市のアンケート調査によると、学校に対する満足度は身体障害、知的障害とも満足と答えた人が半数以上となっています。満足していない者の理由については「送迎が大変である」、「教員、介護員などが不足している」、「十分な指導内容でない」などが多くなっています。

また、今後の教育や療育についての希望は「義務教育後の進路（就職先など）の確保や相談・支援体制の整備」、「障害に応じた教育内容の充実」などが多くなっています。

## 基本方針

乳幼児期から学校卒業後まで、障害のある子どもの自立や社会参加に向け、一貫した相談支援体制の充実のため、療育、教育、医療、福祉関係機関などにおいて連携強化を図る。その子どもが居住する身近かな地域において、一人ひとりのニーズに応じた支援を受け、「生きる力」の育成を図り、他の子ども達とともに互いを認め合い、地域社会の中で充実した生活をおくることができるよう支援する。

- 1 早期療育の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 地域などでの活動支援
- 4 卒業後の支援

### 基本施策

## 1 早期療育の充実

### (1) 相談療育機関の連携強化

相談療育機関相互による調整会議を推進し、早期発見、早期療育の情報などを把握することにより就学前の総合的な療育に努めます。

#### ア 地域療育推進協議会

障害のある子どもに対する療育支援の現状と体制の整備の検討を進めます。

#### イ 重症心身障害児（者）支援機関連絡協議会

重症心身障害児（者）への支援に携わる関係機関による情報・意見交換を実施し、必要な対策を検討していきます。

#### ウ 障害児福祉施設等連絡協議会

市内、近郊の障害児福祉施設など関係者による現状・課題の情報交換などを行い、課題解決の検討を行います。

### エ 障害児療育保育実践交流の集い

就学前の発達に心配のある子どもに対する療育を実践している保育園や幼稚園、通園施設、療育機関などによる研修を進めます。

### オ 相談療育機関連絡調整会議

障害乳幼児の療育専門機関などと療育に関する連絡調整や情報の交換を進めます。

### カ さっぽろ・サポート会議

発達相談に伴う虐待や処遇困難事例に関して関係者会議を行い、情報の共有と対策の検討を行います。

## (2) 早期発見、早期療育の充実（〔再掲〕保健・医療）

各種施策は、「体系：保健・医療」を参照

### ○ 児童療育体制の整備推進

地域における今後の児童療育のあり方について、調査・検討を進め、必要な体制整備を推進します。

## (3) 子育て支援の推進

子育て家庭への交流支援や相談、情報提供などを行い、障害の疑いがある乳幼児の保護者の不安軽減などを図ります。

### ア 地域子育て支援事業

各区において、子育て家庭の交流の場の充実や、子育てに関する相談、情報提供、ボランティアの育成、関係機関のネットワークの充実を図ります。

### イ 地域子育て支援センター事業

市立保育園の一部で実施する親子の交流の場「保育園開放」を通じて、相談、情報提供などの充実を図ります。

## ウ さっぽろ子育てサポートセンター事業

子育ての援助を受けたい人と援助したい人とが会員登録し、会員相互で子育てを支え合う仕組みを推進します。

## エ 子育て支援施設の整備

創成小学校跡地に建設する統合小学校との複合施設に、常設の子育て支援施設を整備し親子の交流の場を提供するとともに、学校や地域と連携した多彩な事業展開を図ります。

## (4) 幼児教育などの充実

障害のある、または疑いがある幼児の受け入れを市立幼稚園、保育園で進めます。また、受入体制の充実と職員の資質向上を図るため、研修会などを実施するとともに、関係機関との連携強化を図ります。

## ア 市立幼稚園における受け入れの充実

市立幼稚園では、障害の疑いがある幼児を定員の1割程度受け入れていきます。

園内研修などにより幼稚園教員の資質の向上を図ります。

## イ 障害児保育巡回指導の推進

保育に欠け、心身に障害のある乳幼児を全保育園が受け入れの対象としています。

実施園に対し巡回指導を行い、関係機関との連携強化、研修会の実施などにより保育園へのサポート強化を図ります。

## 2 学校教育の充実

### 「特別支援教育基本計画」の推進

「札幌市特別支援教育基本計画」との連携強化を図り、その児童の社会参加、自立の基盤とする「生きる力」を育成することをめざし、一人ひとりのニーズに応じた教育の支援を行います。

#### 【特別支援教育基本計画体系】

(基本的な二つの方向性)

「一人ひとりの子どもの生涯を見通し、社会へつなぐための継続した専門的教育の推進」

「子どもが地域で学び育つための家庭・学校・地域が共に育む教育の推進」

#### ア 一人ひとりが学び育つ

##### ○ 早期からの教育的支援

就学前の幼児の相談・指導体制や盲・聾学校などに通う幼児と幼稚園などに通う幼児との早期からのふれあいなど、療育関係機関などとの役割分担のもと学校教育へとつなげるための教育的支援の充実を図ります。

##### ○ 札幌市学びの支援プラン

乳幼児期から学校卒業後まで、教育においては教育センターが中心的な役割を担い、福祉、医療、労働など関係機関と連携し継続した相談体制の充実を図ります。

また、札幌市就学指導委員会が果たしてきた役割や機能を含め、更にその内容を発展させ、継続した相談・支援のための体制を整備し、保護者からの教育・発達相談に関するきめ細かな対応、サポートチーム会議の開催、学校への専門委員の派遣など子どもの学びを支援するための体制を充実します。

- 校内学びの支援委員会による支援

これまでの校内就学指導委員会の機能を更に充実し、校内の子どもだけではなく、盲・聾・養護学校などに通う地域に暮らす障害のある子どもも学校全体で育てていくことができるよう、学校における校内支援体制を推進します。

- 社会への移行期支援

障害の重度・重複化、多様化、近年の経済状況などの変化から、卒業後の進路が多様化している現状を踏まえ、障害のある生徒が社会に円滑に移行できるよう、将来を見据えた適切な支援を充実します。

- イ ゆたかに学び育つ

- 学びのための専門的な支援（教員の専門性と資質・能力の向上）

障害の重度・重複化や学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症なども含め、子どもの特別な教育的ニーズに応じた多様な教育を充実させるため、専門研修や職務や役割に応じた多角的な研修の実施など、教職員に対する専門性と資質・能力を、より一層高めるための取り組みを推進します。

- よりよい学びの環境整備

一人ひとりの障害の特性に応じた効果的な学習のための学習環境の整備として、現在、検討を進めている豊成養護学校中学部・高等部の校舎移転新築と、医療的ケアが必要な子どもに対する医療のバックアップ体制の充実を図ります。

また、障害のある子どもの学習活動を支援するため、障害の特質に応じた学習機器などの整備、情報化社会に対応した教育環境の整備充実を図ります。

## ウ 地域で学び育つ

### ○ 多様な学びをささえるサポートルームの整備

学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症なども含め、障害の多様化に対応した指導の場や形態などについて検討しながら、多様な学びをささえるための特殊学級、通級指導教室の整備拡充を図ります。

### ○ 地域での学びを支援する学校づくり

障害のある子どもが、地域の子どもや人たちと活動を共にし、地域社会の一員として、現在の生活を豊かにし生涯にわたって主体的に社会参加できるよう、保護者の同意のもと、地域の学校を「地域学習校」として位置付け、盲・聾・養護学校などと地域学習校との連携のあり方などの研究を深めながら地域で学ぶための体制を段階的に整備します。

また、障害のある子どもが地域で学び育つための環境整備として、学校施設のバリアフリー化を計画的・段階的に推進します。

### ○ 放課後や休日などの地域活動支援

学校施設の活用のあり方を検討し、放課後や休日などの活動を支援するとともに、関係機関と連携し、子どもの学習ニーズに応じた生涯にわたる学習機会の充実や障害のある子どもとその教育に対する市民の理解啓発の取り組みを推進します。

### ○ 支援ボランティアの導入

子どもの学習活動や地域活動などにおいて、必要に応じ支援を受けることができるよう、地域の人たちの理解と協力を得ながら、障害のある子どもを支援する地域ボランティアを整備するとともに、福祉サービスなどが、効率よく活用できる環境の整備を関係機関と連携しながら推進します。

## エ 安心して学び育つ

### ○ 「学びの手帳」の導入

保護者が安心して子どもを育み、乳幼児期から学校卒業後まで継続した相談支援が図られるよう、子どもの心理教育的アセスメントや学校の指導記録、福祉、医療などのさまざまな情報がファイリングできるような「学びの手帳」の発行や関係機関と協働で情報提供のためのネットワークの整備に努めます。

### ○ 関係機関ネットワーク体制の整備

札幌市特別支援教育関係機関連絡会議を設置するなど、関係機関と連携しながら障害のある子どもとその保護者を総合的に支援する取り組みを推進します。

## 3 地域などでの活動支援

放課後や土曜・日曜、夏期冬期など長期の休みの際の活動の場を提供し、さまざまな人との交流や体験を通じ、豊かで充実した地域生活をおくるための支援を行います。

### ア 児童会館の利用

児童会館の利用について、障害のある子どもを可能な限り受け入れできるようその手法を検討します。また、身近な地域で利用できるよう、学校の余裕教室などを活用し、児童会館の補完的機能を備えたミニ児童会館の整備を進めます。

### イ 野外キャンプの実施

自然体験活動を通じて、日常生活と違った、異年齢や校外の仲間との交流を図り、社会参加への意欲向上や自立心を養うことを促進します。

### ○ 障害児を対象とした自然体験モデル事業の実施

### ウ 養護学校（体育館施設など）開放事業（〔再掲〕理解促進）

市立豊明養護学校と市立豊成養護学校小学部の体育館施設などを開放し、楽器演奏など児童生徒の土曜日における活動と地域ボランティアなどとの交流を促進します。

## 4 卒業後の支援

自立や社会参加に向け、療育、教育、医療、福祉関係機関などにおける連携を強化し、学校卒業後の地域生活支援の充実を図ります。

- ア 知的障害者のための成人学級  
成人の知的障害のある人を対象に、職場の人間関係や社会生活によりよく対応するために開催している成人学級に対し支援を行います。
- イ 卒業後の社会への円滑な移行を支援するための体制の検討  
学校卒業後の地域社会への円滑な移行を支援するため、関係機関との連携を強化し、その体制の検討を進めます。